第1回北海道アイヌ生活実態調査に係る有識者検討会議 事務局説明資料

北海道アイヌ生活実態調査について

令和5年(2023年)4月 北海道環境生活部アイヌ政策推進局

本資料の内容

北海道アイヌ生活実態調査に係る有識者検討会議について

北海道アイヌ生活実態調査の概要

- Ⅰ 調査方法について
 - 1 調査方法に関する基本的な考え方について
 - 2 前回(H29)調査の方法等について
 - (1) 事前調査
 - (2) 本調査(市町村調査・地区調査)
 - (3) 本調査(世帯調査)
 - (4)本調査(アンケート調査)
 - 3 検討を要する論点
 - (1) 市町村における調査対象世帯・調査対象者の把握について
 - (2) 市町村調査・地区調査における個人情報の取扱いについて
 - (3)世帯調査・アンケート調査における調査票の回収方法について
- Ⅱ 調査内容について
 - 1 調査票の見直しに当たっての考え方
 - 2 調査票(事務局案)

北海道アイヌ生活実態調査に係る有識者検討会議について

【設置趣旨】

北海道アイヌ生活実態調査は、道のアイヌ政策を立案するための基礎資料を得るために、昭和47年度から8回にわたり実施されている調査であり、令和5年度に第9回の調査を実施する予定としている。

本調査の実施に当たっては、より的確に実態を把握するため、調査方法、調査内容について学術的専門的な見地からご意見をいただくための検討会議を設置する。

【設置期間】

令和5年度

【検討テーマ】

北海道アイヌ生活実態調査についての ①調査方法 及び ②調査内容

【委員】 ※五十音順

落合 研一 北海道大学アイヌ・先住民研究センター准教授

小内 透 北海道大学名誉教授 札幌国際大学人文学部教授

貝澤 和明 公益社団法人北海道アイヌ協会事務局長

佐々木 千夏 旭川市立大学短期大学部准教授

野崎 剛毅 札幌国際大学短期大学部教授

(事務局) 北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課

北海道アイヌ生活実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、北海道におけるアイヌの人たちの生活実態を把握し、次期北海道アイヌ政策推進方策や道のアイヌ施策を検討する ための基礎資料を得るために実施するものであり、今回第9回目の調査となるもの。

(アイヌ生活実態調査とアイヌの人たちの生活向上に関する対策との関係)

生活実態調査	アイヌの人たちの生活向上等に関する対策(期間)
第1回 昭和47年 北海道ウタリ生活実態調査 ➡	第1次ウタリ福祉対策(S49~55)
第2回 昭和54年 北海道ウタリ生活実態調査 →	第2次ウタリ福祉対策(S56~62)
第3回 昭和61年 北海道ウタリ生活実態調査 ➡	第3次ウタリ福祉対策(S63~H6)
第4回 平成5年 北海道ウタリ生活実態調査 ➡	第4次ウタリ福祉対策(H7~13)
第5回 平成11年 北海道ウタリ生活実態調査 ➡	第1次アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策(H14~20)
第6回 平成18年 北海道ウタリ生活実態調査 ➡	第2次アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策(H21~27)
第7回 平成25年 北海道アイヌ生活実態調査 ➡	第3次アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策(H28~R2)
第8回 平成29年 北海道アイヌ生活実態調査 ➡	北海道アイヌ政策推進方策(R3~7)
第9回 令和5年 北海道アイヌ生活実態調査	

2 この調査の対象となる方

アイヌの血を受け継いでいる方、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる方 (各市町村が把握しているアイヌの方が調査対象 → 「道内に居住しているアイヌの方々の全数」ではない。)

3 調査の内容

事前調査		前調査	(道が市町村に調査依頼)	アイヌの人たちの居住している市町村・地区を調査		
本調査	市町村調査 (道が市町村に調査依頼)		世帯数、人数、生活保護、教育、就業者、住宅の状況を調査			
	地区調査(道が市町村に調査依頼)		市町村調査の項目の一部を地区ごとに調査			
本部	月旦	世帯調査	(アイヌの方への聴取調査)	家族・所得・住宅の状況や貸付金の利用状況等を調査		
	アンケート調査	(アイヌの方への聴取調査)	アイヌ文化、差別経験、アイヌ施策についての意識等を調査			

1 調査方法に関する基本的な考え方について

【第9回調査実施方法に係る基本的な考え方】

市町村が把握している「アイヌの方が居住する地区」「アイヌの方の世帯」を対象に調査を行う。 (第1回から第8回まで実施した北海道アイヌ生活実態調査の方法を基本的に維持・踏襲する。)

(理由)

- ・北海道アイヌ生活実態調査は、昭和47年から一貫して上記の考え方で調査を実施しており、 調査方法の基本的考え方を正当な理由なく変更することは、統計の継続性の観点から望まし くない。
- ・母集団(調査対象者)の設定の考え方を変更する(例:アイヌ関係団体の会員を調査対象者とする等)ことにより、調査対象者数の大幅な変動(減少)が想定されるほか、調査対象に偏りがあるという指摘を受けるおそれがある。

2 前回(H29)調査の方法等

- (1) 事前調査
 - ①目的

本調査実施前に、アイヌの人たちが居住する市町村・地区、世帯数・人数を把握し、世帯調査 及びアンケート調査の標本抽出の資料とする。

② 調査方法

本調査依頼日の概ね1か月前に、道内全市町村に対し調査・回答を依頼する。 市町村ではアイヌ協会等の協力を得ながら下記項目を調査・確認の上、道に調査結果を提出。

③ 調査項目

- ・アイヌの人たちが居住する地区名(※1)
- ・アイヌの人たちが居住する地区の類型(都市型、農村型、漁村型、民芸品製作型、混合型)(※2)
- ・地区ごとのアイヌ世帯数
- ・地区ごとのアイヌの人たちの人数
- (※1)「地区名」:地方自治法第260条第1項に規定する市町村の区域内の町もしくは字の区域
- (※2)アイヌの人たちが居住する地区を就業別人数の構成比によって5つの類型に分け、これをもとに世帯調査の対象世帯を抽出する。

- 2 前回(H29)調査の方法等
- (2) 本調査【市町村調査·地区調査】
 - ① 調査の趣旨

(市町村調査)アイヌの人たちの生活、教育、就業、産業、住宅などの状況について、アイヌの 人たちが居住する全市町村が行う調査

(地区調査)市町村調査のうちの一部の調査項目における地区ごとの状況について、アイヌの 人たちが居住する全市町村が行う調査

② 調査方法 道から市町村に対して調査票を示して調査を依頼し、市町村が道に回答する方法

③ 調査内容・調査項目

調査内容	調査項目(は、地区調査でも調査項目となっている項目)
世帯数·人数	年齢別人数及び世帯数、混住率
生活の状況	住民税課税区分別世帯数、生活保護の状況、世帯別労働力類型別保護世帯数
教育の状況	在学者数、卒業者の進路、就職者の産業別内訳(中学、高校、大学)
就業者の状況	15歳以上の産業別就業者数
農林漁業の状況	農家数(経営規模·形態別、専業兼業別、家畜別)、土地利用状況、漁業経営体数
商工業の状況	商工業者の業種別、組織別、経営規模別事業所数
住宅の状況	住宅所有状況、持家住宅の老朽程度

- 2 前回(H29)調査の方法等
- (3) 本調査【世帯調査】
 - ① 調査の趣旨

アイヌの人たちが居住している地区類型に応じて、地区人数や地域等を考慮して選定された地区から約300世帯を無作為抽出し、知事が委嘱した調査員が訪問して行う面接聴取調査

② 調査方法

原則として調査員が世帯主等から聴き取り、調査票に記入し、道が回収・集計する。(調査世帯の申出があれば調査票を世帯に留め置き世帯主が記入の上、調査員が回収する方法も可とする。)

③ 調査内容:調査項目

調査内容	調査項目
家族の状況	続柄、性別、年齢、学歴、中退理由、同居・別居の別、健康状態、就労の有無、無職者の前の職業、就労していない理由、運転免許保有状況、子どもの進学の希望、生活保護の状況、産業の種類、従業上の地位、経営形態、稼働日数、就職の方法、仕事の継続意思、転職希望、過去の転職状況
所得等の状況	収入のある世帯員、主たる生計を維持している世帯員、年間の世帯収入、うち農林漁業の収入額、健康 保険の加入状況、公的年金の加入状況、公的年金の受給状況、年金額
生活の状況	現在の暮らし向き、不安に思っていること、困りごとの相談先、誰にも相談しない理由
住居の状況	所有関係、住居形態、建物構造、建築後経過年数、新築等の計画、部屋数、畳数、延べ面積、住宅設備 (生活用水、採暖方法、便所、浴室)、宅地の所有関係、宅地の購入予定、転居の希望
貸付金の利用状況	生活のための貸付金の利用経験、利用目的、借入は困難だったか、今後の利用予定と利用目的、 事業のための貸付金の利用経験、利用した貸付金の名称、利用目的、借入は困難だったか、今後の利 用予定と利用したい資金の名称、利用目的
修学資金の利用状況	利用経験、利用している(した)者、学校の種類、利用年数・年次、教育費の金額、今後の利用希望・学校

- 2 前回(H29)調査の方法等
- (4) 本調査【アンケート調査】
 - ① 調査の趣旨 世帯調査を行った約300世帯の15歳以上の世帯構成員個人を対象に、知事が委嘱した 調査員が訪問して行う面接聴取調査
 - ②調査方法

原則として調査員が調査対象者から聴き取り、調査票に記入し、道が回収・集計する。 (調査対象者の申出があれば調査票を世帯に留め置き対象者本人が記入の上、調査員が回収する方法も可とする。)

③ 調査内容:調査項目

調査内容	調査項目
アイヌの人たちに対する対策	アイヌ施策を利用した経験、アイヌの人たちへの特別な対策が必要か、どのような対策が重要か
雇用の安定と産業の振興	雇用の安定のために重要な施策、産業の振興のために重要な施策
幼稚園等への通園状況	幼稚園・保育園の通園経験、学習塾利用経験、幼児教育の充実のために必要な取組
アイヌ文化の保存伝承	知っているアイヌ文化、アイヌ文化との関わり、参加・実践の程度、積極的活動のために必要なこと、関わっていない理由、今後関わりたい活動、行政が重点的に行うべき分野、アイヌ語修得の程度と意向
アイヌ民族としての帰属意識	近親者にアイヌの血を引く方はいるか、身近なところで暮らしているか、自分をアイヌであると意識したのはいつか、何がきっかけか、アイヌとして誇りを感じる点・嫌だと感じる点、感じさせた人・もの
アイヌの人たちに対する差別	差別経験の有無、いつ頃、どのような場合に、どのような人から差別を受けたか、どう対処したか、 差別の原因・背景、 差別をなくすためにはどうすれば良いか、複合差別の経験
その他	アイヌ文化振興法制定(H9)・国会決議(H20)後に何か変化があったか、アイヌ政策の再構築の認知度・望むもの、民族共生象徴空間の認知度・重要と考える役割、自由意見

- 3 検討を要する論点
- (1) 市町村における調査対象世帯・調査対象者の把握について
 - アイヌ生活実態調査における調査対象世帯数・対象者数の推移

(世帯・人)

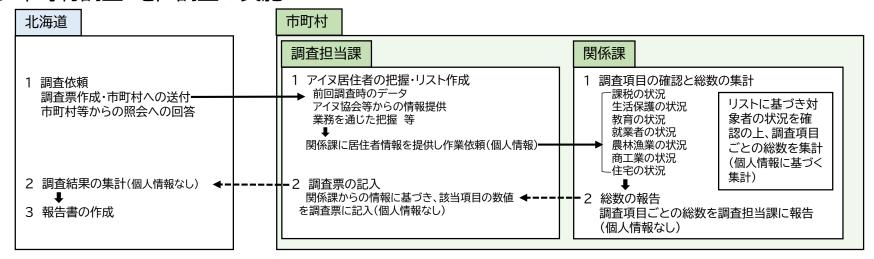
		第2回 S54	第3回 S61	第4回 H5	第5回 H11	第6回 H18	第7回 H25	第8回 H29
世帯勢	数	6,714	7,168	7,328	7,755	8,274	6,880	5,571
人	数	24,160	24,381	23,830	23,767	23,782	16,786	13,118

○ 調査対象世帯数・対象者数が大幅に減少した要因

(考えられること)

- ・調査に協力いただいているアイヌ協会の会員が、高齢化などにより減少していること
- ・地方から都市部への転出によりその後の動向把握が難しくなったこと、
- ・個人情報保護に関する意識の高まりにより、調査への協力者が減っていること 等
- 基本的な考え方(調査対象世帯・対象者の把握方法について)
 - ・前回調査(H29)と同様、全市町村に事前調査を行い、「市町村が把握したアイヌ世帯・世帯人員」を本調査の対象とする。
 - ・各市町村においては、地域の実情や過去からの経緯に応じた現実的な方法で調査対象者(世帯)を 把握するものとする。

- 3 検討を要する論点
- (2) 市町村調査・地区調査における個人情報の取扱いについて
 - 市町村調査・地区調査の実施フロー



- 個人情報の保護について
 - ・本調査の実施に際しての個人情報保護法の適用の考え方
- 基本的な考え方(市町村調査・地区調査における個人情報の取り扱いについて)
 - ・本件調査により市町村が調査データを道に提供することは問題ないので、個人情報保護に関する法令等について、市町村に十分説明して理解を求め、統計精度の向上に向け取り組む。

- 3 検討を要する論点
- (3) 世帯調査・アンケート調査における調査票の回収方法について
 - 一部の市町村から寄せられている意見等
 - ・アンケート調査等は本人から聴き取らなければならないので、誰が答えたか調査員にわかってしまう。
 - ・調査対象者の方も個人情報を調査員に伝えることを嫌だと思っている人がいるようなので、調査対象者の方にインターネットのフォームにより回答、それが難しい人は、返信用封筒で回答を返す方が、本音を回答できる人がいるのではないか。
 - ➡回答にあたり、インターネットや郵送など、より回答の匿名性に配慮した方法を採用することは考えられないか。
 - 様々なご意見
 - ・多くの市町村は、郵送やインターネットを利用した回答方法については「有効」と考えている。
 - その一方で次のような意見もある。
 - ・「この調査は調査員がわざわざ訪問してお願いに行って初めて協力が得られる調査。」
 - ・「回答者が設問を理解しているか、本当に対象者本人が回答しているのかが定かでない。」
 - ・「年配の人は細かい字が読めず調査員による説明が必要。ネット回答も高齢者は難しい。」
 - 基本的な考え方(世帯調査・アンケート調査における調査票の回収方法について)
 - ・世帯調査及びアンケート調査の実施に当たっては、「調査票の配布及び設問内容の説明」は従来どおり 調査員が行うこととするが、回答の回収方法としては、「① 調査員聴き取り・記入(従来どおり)」と、 「② インターネットフォームへの入力」と「③ 返信用封筒で道に調査票を郵送」のいずれかを任意で 選択していただき、必要に応じて回答の匿名性を高めて調査を実施することとする。

Ⅱ調査の内容について

1 調査内容(調査票)の見直しに当たっての考え方

(1) 共通事項

・令和5年度・第9回北海道アイヌ生活実態調査についても、前回調査(平成29年度・第8回)と同様、「市町村調査」、「地区調査」、「世帯調査」及び「アンケート調査」の4調査を実施する。

(2) 市町村調査·地区調査

- ・設問項目は前回調査の項目を基本的に踏襲する。
- ・国や道の他部署で既に把握している内容に係る設問については削除する。
- ・市町村の調査作業負担の軽減を図るため、調査の必要性を精査し、一部の項目を削除する。
- ・地区調査については前回調査からの変更点は無し。

(3)世帯調査

- ・設問項目は前回調査の項目を基本的に踏襲する。
- ・回答選択肢の内容の見直しを行う。
- ・その他制度改正等を踏まえた文言の整理等を行う。

Ⅱ 調査の内容について

- 1 調査内容(調査票)の見直しに当たっての考え方
- (4) アンケート調査
 - ・設問項目は前回調査の項目を基本的に踏襲する。
 - ・アイヌ民族としての帰属意識(アイデンティティ)について設問を変更・追加するとともに、選択肢を増やすなど、調査の内容をより詳細化する。
 - ・アイヌの人たちに対する差別について次の項目を追加する。
 - ・自分の差別経験だけでなく、「社会一般に存在する差別意識」についてどう感じているか
 - ・インターネット、SNS上の差別的言動についての経験や意識
 - ・アイヌの人たちに対する差別が法律で禁止されていることについての認知度
 - ・アイヌ施策推進法の認知度についての設問を新設する。
 - ・アイヌ政策推進交付金事業についての設問を新設する。
 - ・海外の先住民族との交流についての関心度や関心がある内容についての設問を新設する。
 - ・その他制度改正等を踏まえた文言の整理や回答を容易にするための選択肢の整理等を行う。

Ⅱ調査の内容について

- 2 調査票(事務局案)
 - 令和5年北海道アイヌ生活実態調査
 - (1) 市町村調査 調査票案 別添 資料2-1 のとおり
 - (2) 地区調査 調査票案 別添 資料2-2 のとおり
 - (3) 世帯調査 調査票案 別添 資料2-3 のとおり
 - (4) アンケート調査 調査票案 別添 資料2-4 のとおり